

**2014 年受験用**

# **社労士過去問 力の 3000 題**

**【追録】**

本追録は、『社労士過去問力の 3000 題【2014 年受験用】』が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成 26 年 4 月 12 日現在の法令等に基づき執筆しています。

## 労働基準法

### 年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の取り扱い（平成25年7月10日基発0710第3号）

平成25年6月6日、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の解釈について、最高裁第一小法廷において判決がなされたことを受け、通達による行政解釈の改正が行われた。判決の事案は、長期にわたって就労を拒まれた従業員が解雇無効を主張して勝訴し、復職した後に合計5日の年次有給休暇を申請して就労をしなかったことにつき、会社は解雇してから復職するまでの期間は全労働日に含まれず、有給休暇を取得する根拠を欠くため、欠勤として賃金を支払わなかつたことについて争われたものである。

これにつき裁判所は、無効な解雇の場合のように労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかつた日は、労働基準法39条1項及び2項における年次有給休暇権の成立要件としての全労働日に係る出勤率の算定に当たっては出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれると判事した。

### 判決要旨

法39条1項及び2項における前年度の全労働日に係る出勤率が8割以上であることという年次有給休暇権の成立要件は、法の制定時の状況等を踏まえ、労働者の責めに帰すべき事由による欠勤率が特に高い者をその対象から除外する趣旨で定められたものと解される。このような同条1項及び2項の規定の趣旨に照らすと、前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就労日のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるものと解するのが相当である。

無効な解雇の場合のように労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかつた日は、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえない不就労日であり、このような日は使用者の責めに帰すべき事由による不就労日であっても当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものとはいえないから、法39条1項及び2項における出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるものというべきである。

## 通 達

法第39条関係＜出勤率の基礎となる全労働日＞を次のように改める。

### ＜出勤率の基礎となる全労働日＞

年次有給休暇の請求権の発生について、法第三十九条が全労働日の八割出勤を条件としているのは、労働者の勤怠の状況を勘案して、特に出勤率の低い者を除外する立法趣旨であることから、全労働日の取扱いについては、次のとおりとする。

1 年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の日数は就業規則その他によって定められた所定休日を除いた日をいい、各労働者の職種が異なること等により異なることもあり得る。

したがって、所定の休日に労働させた場合には、その日は、全労働日に含まれないものである。

2 労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就労日は、3に該当する場合を除き、出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるものとする。

例えば、裁判所の判決により解雇が無効と確定した場合や、労働委員会による救済命令を受けて会社が解雇の取消しを行った場合の解雇日から復職日までの不就労日のように、労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかつた日が考えられる。

3 労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就労日であっても、次に掲げる日のように、当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でないものは、全労働日に含まれないものとする。

- (一) 不可抗力による休業日
- (二) 使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日
- (三) 正当な同盟罷業その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかつた日

## 労働者災害補償保険法

### 特別加入者の給付基礎日額（則第46条の20第1項）

労災保険の特別加入制度における、特別加入者に対する保険給付の額等は給付基礎日額に基づいて算定されるが、その額に新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるよう加わった。

第46条の20 法第33条第1号 及び第2号 に掲げる者の給付基礎日額は、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、14,000円、一18,000円、20,000円、22,000円、24,000円及び25,000円のうちから定める。

## 雇用保険法

### 就業促進定着手当の創設（法第56条の3第3項第2号、則第83条の2、第83条の3）（平成26年4月1日施行）

安定した職業に就き、再就職手当の支給を受けた者であって、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて6カ月以上雇用されるもののうち、再就職後6カ月間に支払われた賃金（「みなし賃金日額」という。）が当該再就職手当に係る基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額（「算定基礎賃金日額」という。）を下回った者に対して、算定基礎賃金日額からみなし賃金日額を減じて得た額に、再就職後6カ月間の雇用された期間のうち賃金の支払の基礎となった日数を乗じて得た額を支給するものとされた

#### <支給対象者>

平成26年4月1日以降の再就職で、次の①～③の要件をすべて満たしている者

- ①再就職手当の支給を受けていること
- ②再就職の日から、同じ事業主に6カ月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること
- ③再就職後6カ月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

### 育児休業給付金の支給率の引上げ（平成26年4月1日施行）

育児休業を男女ともに取得することをさらに促進するため、平成26年4月1日以降に開始する育児休業に係る育児休業給付金の額については、当分の間、被保険者が育児休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでの間に限り、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分67（従来は全期間について100分の50）に相当する額に引き上げるものとされた。

### 特定受給資格者の範囲に関する規定（平成26年4月1日施行）

基本手当の特定受給資格者に係る「厚生労働省令で定める理由」として、①賃金の額を3で除して得た額が支払期日までに支払われなかつた月が引き続き2月以上または離職日の属する月の前6月のうちいずれか3月以上となつたこと、②離職前6カ月のうち、いずれかの月において100時間を超える時間外労働が行われたこと等が規定された。

### **資料の提供に関する規定（法第77条の2）（平成26年4月1日施行）**

行政庁が関係行政機関または公私の団体に対して、雇用保険法の施行について必要な資料の提供その他の協力を求めるものができるとする規定が新設された。

#### **新設条文**

##### **(資料の提供等)**

第77条の2 行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行について必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

### **未支給失業等給付の請求手続き（則第17条の2）（平成26年4月1日施行）**

未支給失業等給付の請求期間が、受給資格者等が死亡した日の翌日から6カ月以内となつた。

## 労働保険徴収法

### 雇用保険率（平成 26 年 4 月 1 日施行）

平成 26 年度の雇用保険率は、平成 25 年度の料率を据え置いて 1,000 分の 13.5（農林水産の事業及び清酒製造の事業については 1,000 分の 15.5、建設の事業については 1,000 分の 16.5）とされた。

#### 【平成 26 年度の雇用保険率】

事業の種類 保険率	雇用保険率	労働者負担 (失業等給付 に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			合計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	<u>13.5/1,000</u>	<u>5/1,000</u>	<u>8.5/1,000</u>	<u>5/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>
農林水産・ 清酒製造業	<u>15.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>
建設業	<u>16.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>4.5/1,000</u>

### 船舶所有者の事業に係る労災保険のメリット制に用いる第 1 種調整率（平成 26 年 4 月 1 日施行）

船員保険が従来行ってきた、船員の職務上の事由または通勤による疾病、負傷、障害または死亡に関する保険給付は、平成 22 年 1 月に船員独自の給付に関する部分を除いて、労災保険に統合された。そのため、平成 26 年 4 月から船舶所有者の事業に統合後 3 年間の実績に基づいてメリット制が適用されることになることから、船舶所有者の事業に関する第 1 種調整率を「100 分の 35」として新たに設けることとした。

### 一般拠出金率（平成 26 年 4 月 1 日施行）

平成 26 年度の一般拠出金率は、平成 25 年度より 1,000 分の 0.03 引き下げられ、1,000 分の 0.02 とされた。

### 建設業の賃金総額の特例に係る請負金額（則附則第 1 条の 2）（平成 26 年 4 月 1 日施行）

平成 26 年 4 月 1 日より、消費税率が 8%に引き上げられたことから、請負金額は消費税込みの金額であるため、実質的には賃金総額に変更がなくとも、賃金総額が増額し、それを前提とした一般保険料額も増額するという不都合が生じてしまうことになる。そのため、消費増税後の新たな労務費率が設定されるまでの間、暫定的に請負金額から 108 分の 105 を乗じて得た額を請負金額として計算することで、一般保険料額が増額しないようにすることとした。

**建設業の賃金総額の特例に係る請負金額（則附則第1条の2）（平成26年4月1日施行）**

平成26年4月1日より、消費税率が8%に引き上げられたことから、請負金額は消費税込みの金額であるため、実質的には賃金総額に変更がなくても、賃金総額が増額し、それを前提とした一般保険料額も増額するという不都合が生じてしまうことになる。そのため、消費増税後の新たな労務費率が設定されるまでの間、暫定的に請負金額から108分の105を乗じて得た額を請負金額として計算することで、一般保険料額が増額しないようにすることとした。

**労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限（平成25年5月17日施行）**

労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限が10月15日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（所轄都道府県労働局長）に提出しなければならないこととなった。

## 健康保険法

### 健康保険の保険給付に関する取扱いの改正（法 1 条）

健康保険の被保険者または被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすることになった。（平成 25 年 10 月 1 日施行）

#### 要　旨

この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例（法 53 条の 2）

被保険者または被扶養者が法人の役員であるときは、その法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷または死亡に関しては、原則として保険給付の対象外とされるが、被保険者数が 5 人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、その法人の従業員が従事する業務と同一であると認められるものについては、健康保険の保険給付が行われることになった。（平成 25 年 10 月 1 日施行）

### 光ディスクによる届出の追加（則 38 条）

「健康保険被扶養者（異動）届」が光ディスク（CD、DVD 等）で提出できることになった。本件追加に伴い、光ディスクによる届出が認められる届書は下記の 7 種類となった。

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ②健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ③健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ④健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ⑤健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- ⑥健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届
- ⑦健康保険被扶養者（異動）届

（平成 25 年 10 月 1 日施行）

### **厚生労働大臣の権限に係る事務の全国健康保険協会への委任（法 204 条の 7）**

厚生労働大臣の事業主に対する命令、質問、検査を行う権限に係る事務を、全国健康保険協会に委任することとされた。（平成 25 年 5 月 31 日施行）

#### **要　旨**

- (1) 第 198 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、全国健康保険協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。
- (2) (1) に定めるもののほか、全国健康保険協会による（1）に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### **産前産後休業期間中の保険料の免除（法 159 条の 3）**

産前産後休業期間中も、育児休業期間中と同様に保険料が免除されることとなった。

（平成 26 年 4 月 1 日施行）

#### **要　旨**

産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

### **産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定（法 43 条の 3）**

・ 産前産後休業を終了した際も、育児休業を終了した際の改定と同様に標準報酬月額の改定を行うこととなった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

#### **要　旨**

保険者等は、産前産後休業を終了した被保険者が、当該産前産後休業終了日において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、定時決定の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後 3 月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

## **70歳台前半の一般所得者に係る一部負担金の見直し**

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金については、70歳から74歳までの被保険者等（一般所得者）の場合は、平成20年度以降、軽減特例措置により1割とされていたが、平成26年4月1日以降は下記のとおりとなる。

①平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等

70歳に達する日の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合は2割となる。

②平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等

引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割のままである。

## **70歳台前半の被保険者等に係る高額療養費算定基準額・介護合算算定基準額の経過措置の延長**

70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額と介護合算算定基準額（一般所得者）について、平成26年度は変更しないこととされた。よって、70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額は、平成26年4月以降も、一般所得者は外来12,000円、入院44,400円のままである。また、介護合算算定基準額も、一般所得者は56万円のままである。（平成26年4月1日施行）

## **雇用契約が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて**

（平26.1.17 保保発0117 第2）

有期の雇用契約または任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約または任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約または任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱うこととされた。（平成26年1月17日発出）

## **全国健康保険協会管掌健康保険の介護保険料率の改定**

平成26年度の協会管掌健康保険の介護保険料率は、以下のとおりとなった。

	平成25年度	平成26年度
介護保険料率	1.55%	1.72%

## 国民年金法

### 平成 26 年度の保険料と年金額

平成 26 年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

#### 1. 保険料 (法 87 条 3 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条)

平成 26 年度の保険料改定率が 0.947 に改定され、平成 26 年度の国民年金の保険料額は、  
[平成 26 年度の法定保険料額 (16,100 円)] × [平成 26 年度の保険料改定率 (0.947)]  
= 15,250 円となった。

	平成 25 年度	平成 25 年度
保険料改定率	0.951	<u>0.947</u>
保険料額	15,040 円	15,250 円

#### 2. 年金額

① 平成 26 年度における改定率の改定 (国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条)

平成 26 年度の改定率は、0.985 とされた。

② 平成 26 年度の物価スライド率

平成 26 年度の物価スライド率は、0.961 とされた。

③ 平成 26 年度の年金額

(a) 老齢基礎年金 (満額)

平成 26 年度の老齢基礎年金 (満額) は、772,800 円 となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
780,900 円 × 改定率	804,200 円 × 0.978 = 786,500 円	804,200 円 × 0.961 = 772,800 円

(b) 振替加算

平成 26 年度の振替加算の基準額は、222,400 円 となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
224,700 円 × 改定率 × 受給権者の 生年月日に応じ政令で定める率	231,400 円 × 生年月日に応 じた率 × 0.978	226,300 円 × 生年月日に 応じた率 × 0.961

(c) 障害基礎年金

【基本額】

平成 26 年度の障害基礎年金の基本額は、障害等級 1 級の場合、966,000 円、2 級の場合 772,800 円となつた。

障害等級	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
1 級	$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} \times 125/100$	$786,500 \text{ 円} \times 125/100 \approx 983,100 \text{ 円}$	$772,800 \text{ 円} \times 125/100 \approx \underline{966,000 \text{ 円}}$
2 級	$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$	$804,200 \text{ 円} \times 0.978 \approx 786,500 \text{ 円}$	$804,200 \text{ 円} \times 0.961 \approx \underline{772,800 \text{ 円}}$

【子の加算額】

平成 26 年度の障害基礎年金に係る子の加算額は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 222,400 円、第 3 子以降については 1 人につき 74,100 円となつた。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
第 1 子	$224,700 \text{ 円} \times \text{改定率}$	$231,400 \text{ 円} \times 0.978 \approx 226,300 \text{ 円}$	$231,400 \text{ 円} \times 0.961 \approx \underline{222,400 \text{ 円}}$
第 2 子			
第 3 子 以降	$74,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$	$77,100 \text{ 円} \times 0.978 \approx 75,400 \text{ 円}$	$77,100 \text{ 円} \times 0.961 \approx \underline{74,100 \text{ 円}}$

(d) 遺族基礎年金

【基本額】

平成 26 年度の遺族基礎年金の基本額は、772,800 円となつた。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$	$804,200 \text{ 円} \times 0.978 \approx 786,500 \text{ 円}$	$804,200 \text{ 円} \times 0.961 \approx \underline{772,800 \text{ 円}}$

【妻に支給する加算額】

平成 26 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（妻に支給する額）は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 222,400 円、第 3 子以降については 1 人につき 74,100 円となつた。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
第 1 子	$224,700 \text{ 円} \times \text{改定率}$	$231,400 \text{ 円} \times 0.978 \approx 226,300 \text{ 円}$	$231,400 \text{ 円} \times 0.961 \approx \underline{222,400 \text{ 円}}$
第 2 子			
第 3 子 以降	$74,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$	$77,100 \text{ 円} \times 0.978 \approx 75,400 \text{ 円}$	$77,100 \text{ 円} \times 0.961 \approx \underline{74,100 \text{ 円}}$

【子に支給する加算額】

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
第 2 子	224,700 円 × 改定率	231,400 円 × 0.978 ≈ 226,300 円	231,400 円 × 0.961 ≈ 222,400 円
第 3 子以降	74,900 円 × 改定率	77,100 円 × 0.978 ≈ 75,400 円	77,100 円 × 0.961 ≈ 74,100 円

脱退一時金

基準月が平成 26 年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

平成 25 年度		平成 26 年度	
対象月数	金額	対象月数	金額
6 月以上 12 月未満	45,120 円	6 月以上 12 月未満	45,750 円
12 月以上 18 月未満	90,240 円	12 月以上 18 月未満	91,500 円
18 月以上 24 月未満	135,360 円	18 月以上 24 月未満	137,250 円
24 月以上 30 月未満	180,480 円	24 月以上 30 月未満	183,000 円
30 月以上 36 月未満	225,600 円	30 月以上 36 月未満	228,750 円
36 月以上	270,720 円	36 月以上	274,500 円

年金の受給権者の所在不明の届出（法 105 条）

年金の受給権者の所在が 1 カ月以上明らかでない場合に、当該受給権者の属する世帯の世帯員に対する所在不明である旨の届出が義務化された。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

要旨
受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

### 遺族基礎年金の支給対象の拡大（法 37 条の 2）

これまでの遺族基礎年金の支給対象は、死亡した被保険者または被保険者であった者の「子のある妻」または「子」であったが、「子のある配偶者」または「子」となり、子のある夫にも遺族基礎年金が支給されることとなった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

#### 要　旨

遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

1. 配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。
2. 子については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 20 歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

### 未支給年金を請求できる遺族の範囲の拡大（法 19 条）

未支給年金を請求できる遺族は、これまででは、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であったが、新たに「これらの者以外の三親等内の親族」が追加された。（平成 26 年 4 月 1 日）

#### 要　旨

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

### 障害基礎年金の額の改定請求に係る待期間の一部緩和（法 34 条）

障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進した場合の額の改定請求に 1 年の待期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したと確認できる場合には、待期間を要しないこととされた。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

#### 要　旨

障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。この請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して 1 年を経過した日後でなければ行うことができない。

### **老齢基礎年金の支給繰下げの取扱いの見直し（法 28 条）**

70 歳に達した後に支給繰下げの申出を行った場合、年金額は 70 歳の時点で申出を行った場合と同じであるが、支給開始は申出を行った月の翌月からとなっていた。今回の見直しにより、70 歳から支給繰下げの申出を行うまでの期間についても老齢基礎年金が支給されることとなった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

要　旨
1 老齢基礎年金の受給権を有する者であって 66 歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が 65 歳に達したときに、他の年金たる給付（他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であったとき、又は 65 歳に達した日から 66 歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となったときは、この限りではない。
2 66 歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があったものとみなす。
1. 70 歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となった者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日
2. 70 歳に達した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　70 歳に達した日

### **任意加入期間（保険未納）合算対象期間への算入（法附則 7 条）**

国民年金の任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間について、これまで保険料滞納期間として取り扱われたが、改正後は任意加入を行わなかった期間と同様に、合算対象期間として取り扱うこととされた。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 前納した保険料の還付（法 89 条）

国民年金の保険料を前納した後に保険料免除に該当するようになった場合、これまでには、前納された保険料が還付されることはなかったが、改正後は、前納した保険料のうち免除に該当した月以後の分に係るものについて、還付することが可能になった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>被保険者（保険料 4 分の 3 免除、半額申請免除、保険料 4 分の 1 免除の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の①から③のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの<u>及び前納されたものを除き</u>、納付することを要しない。</p> <p>①～③ 省略</p>	<p>被保険者（保険料 4 分の 3 免除、半額申請免除、保険料 4 分の 1 免除の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の①から③のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。</p> <p>①～③ 省略</p>

### 法定免除期間中の保険料納付の可能化（法 89 条）

法定免除に該当すると、本人の意思に関係なく法律上当然に保険料が免除され、当該月の保険料納付は認められていなかった。改正後は、将来の老齢基礎年金が減額されないように申出により保険料を納付することができるようになった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 付加保険料の納付期間の延長（法 87 条）

付加保険料は、納付期限（翌月末日）までに納付しなかったときは、その納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされ、それ以後付加保険料を納付することはできなかった。改正により、当該規定は廃止され、付加保険料も国民年金保険料と同様に過去 2 年まで遡って納付することができるようになった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>付加保険料を納付する者となったものが、<u>付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされる。</u></p>	<p>付加保険料を納付する者となったものが、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされる。</p>

### 第3号被保険者としての被保険者期間の特例（法附則9条）

第3号被保険者であった者が、配偶者である第2号被保険者の離職等により、第3号被保険者でなくなった場合、届出を行い、第1号被保険者として保険料を納付する義務が生じる。しかし、届出を行わなかった場合、2年より前の期間は時効のため保険料を納付することができず、保険料未納期間（時効により保険料を徴収する権利が消滅している期間を「時効消滅不整合期間」という。）となる。改正後は、厚生労働大臣への届出により、時効消滅不整合期間を学生納付特例期間と同等のものとし、受給資格期間に算入することができるようになった。（平成25年7月1日施行）

要　旨
1　被保険者又は被保険者であった者は、第3号被保険者としての被保険者期間（昭和61年4月から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（「平成25年改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「平成25年改正法一部施行日（平成25年7月1日）」という。）の属する月の前月までの間にある保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。）のうち、第1号被保険者としての被保険者期間として第14条（国民年金原簿）の規定により記録した事項の訂正がなされた期間（以下「不整合期間」という。）であって、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているもの（以下「時効消滅不整合期間」という。）について、厚生労働大臣に届出をすることができる。
2　前項の規定により届出が行われたときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間（以下「特定期間」という。）については、国民年金法その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該届出が行われた日以後、第90条の3第1項（学生納付特例）の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### 国民年金保険料の2年前納制度の導入（法93条）

国民年金保険料の前納制度については、これまで「1ヵ月前納」「6ヵ月前納」「1年前納」の3種類であったが、平成26年4月1日から「2年前納」もすることができるようになった。尚、この4種類の前納制度のなかで、「1ヵ月前納」と「2年前納」は口座振替を行う場合に限って認められることとなった。（平成26年4月1日施行）

**厚生年金保険法**

**平成 26 年度の年金額等（平成 26 年 4 月 1 日施行）**

(1) 平成 26 年度の年金額

① 平成 26 年度の物価スライド率

平成 26 年度の物価スライド率は、0.961 とされた。

② 平成 26 年度の年金額

(a) 老齢厚生年金の加給年金額

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
配偶者	224,700 円 × 改定率	226,300 円	<u>222,400</u> 円
第 1 子・第 2 子	224,700 円 × 改定率	226,300 円	<u>222,400</u> 円
第 3 子以降	74,900 円 × 改定率	75,400 円	<u>74,100</u> 円

(b) 老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額

受給権者の生年月日	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
昭 9.4.2～昭 15.4.1	33,200 円 × 改定率	33,300 円	<u>32,800</u> 円
昭 15.4.2～昭 16.4.1	66,300 円 × 改定率	66,800 円	<u>65,600</u> 円
昭 16.4.2～昭 17.4.1	99,500 円 × 改定率	100,200 円	<u>98,500</u> 円
昭 17.4.2～昭 18.4.1	132,600 円 × 改定率	133,600 円	<u>131,300</u> 円
昭 18.4.2～	165,800 円 × 改定率	166,900 円	<u>164,000</u> 円

(c) 障害厚生年金の最低保障額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
障害基礎年金 2 級の額 × 4 分の 3	589,900 円	<u>579,700</u> 円

(d) 障害厚生年金の加給年金額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
224,700 円 × 改定率	226,300 円	<u>222,400</u> 円

(e) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 25 年度価額	平成 26 年度価額
遺族基礎年金の基本額 × 4 分の 3	589,900 円	<u>579,700</u> 円

(2) 老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率

平成 26 年度の従前額改定率は、0.987 とされた。

平成 25 年度	平成 26 年度
0.983	<u>0.987</u>

(3) 障害手当金の最低保障額

平成 26 年度の障害手当金の最低保障額は、1,153,800 円とされた。

平成 25 年度	平成 26 年度
1,150,200 円	1,153,800 円

**3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例（法 26 条）**

産前産後休業期間中の保険料免除の規定が創設されたことに伴い、3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の対象期間が改正された。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

要　旨
3歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であった者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出（被保険者にあっては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなった日（厚生労働省令で定める事実が生じた日にあっては、その日）の属する月から次の①から⑥のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月（当該月において被保険者でない場合にあっては、当該月前 1 年以内における被保険者であった月のうち直近の月。以下「基準月」という。）の標準報酬月額（当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあっては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下「従前標準報酬月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあっては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの 2 年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第 43 条第 1 項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。
①当該子が 3 歳に達したとき。
②被保険者の資格喪失事由に該当したとき。
③当該子以外の子について従前標準報酬月額みなし措置の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなったときその他これに準ずる事実として厚生労働省令で定めるものが生じたとき。
④当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなったとき。
⑤当該被保険者が第 81 条の 2 の規定による育児休業等期間中の保険料の徴収の特例の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
⑥当該被保険者に係る第 81 条の 2 の 2（産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例）の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

## **特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例（法附則 9 条の 2）**

特別支給の老齢厚生年金に係る報酬比例部分の支給開始年齢に達しており、障害等級 3 級以上に該当する障害の状態にある者が、被保険者の資格を喪失しているときは、本人からの請求に基づき、請求の翌月から定額部分の額を支給する特例が適用される。

今回の改正により、障害厚生年金等を受けることができる者については、障害等級に該当する障害の状態にあると判断される時に遡って障害者特例に係る請求があつたものと見なされ、報酬比例部分に定額部分の額を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金を支給することとされた。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

## **遺族厚生年金の支給停止（65 条の 2）**

厚生年金保険の被保険者または被保険者であった妻が死亡した場合、当該妻によって生計を維持していた 55 歳以上 60 歳未満の夫は遺族厚生年金の支給が停止されていた。

今回の改正により、当該妻の死亡により、夫が遺族基礎年金の受給権を取得した場合、60 歳未満であつても遺族厚生年金が支給されることとなつた。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### **要　旨**

夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が 60 歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りではない。

## **厚生年金基金制度の見直し（平成 26 年 4 月 1 日施行）**

### **(1) 厚生年金基金及び企業年金連合会に関する規定の削除**

今回の法改正により、厚生年金保険法から、厚生年金基金及び企業年金連合会に関する規定が削除され、施行日以後は新たな厚生年金基金の設立は認められることとなつた。

### **(2) 存続厚生年金基金（改正法附則 4 条）**

改正前の厚生年金保険法の規定によって設立された厚生年金基金であつて、「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）の施行時（平成 26 年 4 月 1 日）に現存する厚生年金基金および企業年金連合会は、「存続厚生年金基金」および「存続連合会」として、改正前の厚生年金保険法の適用を受けることとされた。

### **要　旨**

旧厚生年金基金であつて改正法の施行の際現に存するものは、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとする。

### (3) 存続厚生年金基金を解散する時の代議員会の議決（改正法附則 5 条）

存続厚生年金基金の「合併」「分割」「権利義務の移転・承継」「解散」に係る代議員会の議決要件が、代議員の定数の 4 分の 3 以上から 3 分の 2 以上に緩和された。

要　旨
存続厚生年金基金が解散しようとするときに要する代議員会の議決について、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数によるものとする。

### (4) 自主解散型基金が解散する場合の責任準備金相当額の特例（改正法附則 11 条）

代行割れ（年金給付等積立金額が責任準備金相当額を下回っている状態）の存続厚生年金基金の早期解散の方策の一つ。自主解散型基金は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額の認定の申請をすることができる。

要　旨
1 改正前の厚生年金保険法第 145 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金であって、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるもの（以下「自主解散型基金」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。
2 1 の規定による認定の申請は、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間に限り行うことができる。

### (5) 自主解散型基金の責任準備金相当額の納付計画の承認（改正法附則 12 条）

自主解散型基金およびその設立事業所の事業主は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の納付計画の承認を申請することができる。厚生労働大臣は、当該申請があった場合、下記に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、承認するものとする。これにより、責任準備金相当額の納付が一定期間猶予される。

- ① 自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。
- ② 設立事業所の事業主が提出した納付計画の納付の猶予を受けようとする期間が 5 年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、10 年以内）であること。
- ③ 事業主が確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

要　旨
1 自主解散型基金及びその設立事業所の事業主は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画（以下「自主解散型納付計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して当該自主解散型納付計画について適當である旨の承認を受けることができる。

- 2 1の承認の申請は、施行日から起算して5年を経過する日までの間において、当該自  
主解散型基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならない。

(6)清算型基金の指定（改正法附則19条）

厚生労働大臣は、施行日から起算して5年を経過する日までの間に限り、その事業の継  
続が著しく困難なものとして政令で定める要件等に適合する存続厚生年金基金を、清算型  
基金として指定することができる。尚、指定をするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、  
社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

要旨

- 1 厚生労働大臣は、事業年度の末における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額  
に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なも  
のとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であって、この項の規定による  
指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適  
合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。
- 2 1の規定による指定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間に限り行うこ  
とができる。
- 3 清算型基金は、当該清算型基金の清算に関する計画（以下「清算計画」という。）を作  
成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その承認  
を受けなければならない。
- 4 清算型基金は、3の承認を受けたときは、解散する。

(7)施行日から5年を経過した日以後における解散命令の特例（改正法附則33条）

施行日から起算して5年を経過した日以後において、存続厚生年金基金が下記のいずれ  
にも該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続厚生年金基金の解散を命じることができる。  
尚、解散を命じるときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴  
かなければならない。

- ①存続厚生年金基金の事業年度の末日（以下「基準日」という。）における年金給付等積立  
金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に  
係る責任準備金相当額に1.5を乗じて得た額を下回るとき
- ②基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき
  - ・当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任  
準備金相当額
  - ・当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者について当該基準日までの加入  
員であった期間に係る年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を  
計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計  
算した額

## 労務管理その他の労働に関する一般常識

### 障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月 19 日施行）

#### 障害者の定義（法 2 条 1 号）

障害者の定義が改められた。その障害の範囲を、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害」というように、拡大した。

改 正 前	改 正 後
障害者 身体障害、知的障害、精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。	障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。第六号において同じ。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

### 高年齢者雇用安定法の改正（平成 25 年 6 月 14 日施行）

#### 仲裁委員会（法 31 条）

仲裁委員会の人数につき、仲裁委員 3 人から成るとしていたのを、「3 人以上の奇数の仲裁委員をもって組織される」とした。

条 文
労働委員会による労働争議の仲裁は、三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される仲裁委員会を設け、これによつて行う。

#### 会議（法 31 条の 4 第 2 項）

会議の開催、議決に関し、その出席者の人数については 2 人以上としていたのだが、これを「過半数」とした。

条 文
仲裁委員会は、委員長が招集する。
2 仲裁委員会は、仲裁委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3 仲裁委員会の議事は、仲裁委員の過半数でこれを決する。

## 職業安定法の改正

有料職業紹介事業者の手数料（則 20 条第 2 項）（平成 26 年 4 月 1 日施行）

消費税率が 8%に引き上げられたことに伴い、有料職業紹介事業者の手数料の上限を、現行の 100 分の 10.5 から 100 分の 10.8 相当（免税事業者は 10.2 から 10.3）へ改め、その額以下の手数料を徴収するものとした。

条文
法第三十二条の三第二項 の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項 に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める額を超える者に限る。）から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・八（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

## 社会保険に関する一般常識

### 高齢者の医療の確保に関する法律の改正

#### ①医療費適正化計画（平成 25 年 6 月 14 日施行）

都道府県医療費適正化計画（法 11 条第 1 項）

都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表義務を努力義務とした。

#### 条 文

都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画を作成した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うものとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

#### 計画の実績に関する評価（法 12 条第 2 項）

都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表義務を努力義務とした。

#### 条 文

都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。  
2 都道府県は、前項の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を、公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

#### ②後期高齢者医療の保険料の賦課限度額の引き上げ（令 18 条）（平成 26 年 4 月 1 日施行）

国民健康保険の賦課限度額引き上げることに伴い、国保で限度額を負担する層が後期高齢者医療でも同程度までの負担となるよう、現行の 55 万円から 57 万円とした。

#### 条 文

後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第百四条第二項 ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項 本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第九十九条第二項 に規定する被保険者（以下この条及び附則第十三条第一号において「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

（中略）

六 第一号の賦課額は、五十七万円を超えることができないものであること。

③後期高齢者負担率（令 18 条）（平成 26 年 4 月 1 日施行）（法 100 条第 3 項）

後期高齢者の負担率が、100 分の 10.51 から、100 分の 10.73 とされた。

条 文

後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において負担する費用のうち、負担対象額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額（以下この節において「保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金をもつて充てる。

（省略）

- 3 平成二十二年度以降の年度における第一項の後期高齢者負担率は、百分の十に、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率の二分の一に相当する率を加えて得た数を基礎として、二年ごとに政令で定める。
- 一 平成二十年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率
  - 二 平成二十年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数から当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数を控除して得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）を、平成二十年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令）

平成二十六年度及び平成二十七年度における法第百条第三項 に規定する後期高齢者負担率は、百分の十・七三とする。

**船員保険法の改正**

①目的（法 1 条）（平成 25 年 10 月 1 日施行）

健康保険法等の一部を改正する法律により、船員保険法も目的を改正した。

条 文

この法律は、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## ②厚生労働大臣の権限の委任（法 156 条の 6 の 2）（平成 25 年 5 月 31 日施行）

厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令ならびに質問及び検査の権限（保険給付に関するものに限る）に係る事務は、全国健康保険協会に委任するものとした。ただしこの場合でも、厚生労働大臣自らが事務を行うことを妨げるものではない。

### 条 文

第百四十六条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 児童手当法の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 拠出金の額（法 21 条）

産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例で、保険料の徴収を行わず、または掛け金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合は、その被用者に係る拠出金も免除されることとした。

### 条 文

拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛け金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、（中略）又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、（中略）をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛け金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものと除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法 標準報酬月額 標準賞与額

私立学校教職員共済法 標準給与の月額 標準賞与の額

地方公務員等共済組合法 給料の額 期末手当等の額

国家公務員共済組合法 標準報酬の月額 標準期末手当等の額

## 確定給付企業年金法の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 企業年金連合会の設立（法 91 条の 2）

事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入社等に係る老齢給付金の支給を共同で行い、積立金の移換を円滑に行うために、企業年金連合会を設立できることとした。

#### 条 文

事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七に規定する積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

## 確定拠出年金法の改正（平成 26 年 1 月 1 日施行）

### ①企業年金加入者の資格喪失年齢の引き上げなど

#### 企業年金加入者（法 9 条第 1 項）

60 歳以降、65 歳以下の一定の年齢に達したときに、企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、60 歳に達した日以後引き続き被保険者で 60 歳に達した日の前日に企業型年金加入者などであったものは、企業型年金加入者とすることとした。

#### 条 文

実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第二条第六項各号に掲げる者であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

## 規約の承認（法 3 条）

規約の承認の際の同意の範囲が改正された。

### 条 文

厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあっては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

## 企業型年金運用指団者（法 15 条第 1 項）

企業型年金運用指団者の範囲が改正された。

### 条 文

次に掲げる者は、企業型年金運用指団者とする。

- 1 企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であって、第十二条第二号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）
- 2 第十二条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）
- 3 企業型年金の企業型年金加入者であった者であって当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

## ②脱退一時金の支給

### 脱退一時金（法附則 3 条）

継続個人型年金運用指団者かつ、継続して個人型年金運用指団者である者で一定の要件を満たす者は、個人型年金運用指団者にあっては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指団者以外の者にあっては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができるとした。

そのうち一定の要件とは、障害年金の受給権者ではないこと、通産拠出期間が一月以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が 50 万円（継続個人型年金運用指団者にあっては 25 万円）以下であることである。

## 条 文

当分の間、次の各号のいずれにも該当する者又は継続個人型年金運用指団者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指団者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指団者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であって、当該申出をした日から起算して二年を経過したものという。第六号において同じ。）であって、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指団者にあっては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指団者以外の者にあっては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 1 六十歳未満であること。
- 2 企業型年金加入者でないこと。
- 3 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 障害給付金の受給権者でないこと。
- 5 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
- 6 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日（継続個人型年金運用指団者にあっては、継続個人型年金運用指団者となった日）から起算して二年を経過していないこと。
- 7 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

（後 略）

## 施行令

- 第六十条 法附則第三条第一項第五号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 2 法附則第三条第一項第五号の政令で定める額は、五十万円（同項に規定する継続個人型年金運用指団者にあっては、二十五万円）とする。